

鳥取県告示第626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定に基づき、介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第104条の2の規定により、次のとおり告示する。

平成21年10月6日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

開設者の名称又は氏名	介護老人保健施設の名称	介護老人保健施設の所在地	許可年月日
医療法人明生会	あけしまニコニコホーム	倉吉市幸町507-18	平成21年10月1日